



発行 東京都

目次

10

条 例

- 東京都尖閣諸島寄附金による尖閣諸島活用基金条例……………（知事本局）…二
- 東京都医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…二
- 東京都緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…三
- 東京都介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…三
- 東京都介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 平成二十四年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例……………（総務局）…三
- 東京都消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例……………（生活文化局）…四
- 東京都社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…四

条例のあらまし

●東京都尖閣諸島寄附金による尖閣諸島活用基金条例（条例第五号）

一 東京都尖閣諸島寄附金として寄せられた都民等の意思を受け、国による尖閣諸

島の活用に関する取組のための資金とするため、東京都尖閣諸島寄附金による尖閣諸島活用基金を設置します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第六号）

一 医療施設耐震化臨時特例交付金事業が平成二五年度まで延長されることに伴い、条例の失効等に係る規定を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第七号）

一 緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業が平成二六年度まで延長されることに伴い、条例の効力を失う日を延長します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第八号）

一 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金事業が平成二五年度まで延長されることに伴い、条例の失効等に係る規定を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第九号）

一 介護職員処遇改善等臨時特例交付金事業が平成二五年度まで延長されることに伴い、条例の失効等に係る規定を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（条例第一〇号）

一 地域自殺対策緊急強化交付金事業が平成二五年度まで延長されることに伴い、条例の失効等に係る規定を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●平成二十四年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例  
(条例第一一号)

- 一 平成二四年度分の特別区財政調整交付金の基準財政需要額の算定について特例を設け、基準財政需要額を再算定します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

- 一 地方消費者行政活性化交付金事業が平成二五年度まで延長されることに伴い、条例の効力を失う日を延長するほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第一三号)

- 一 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金事業が平成二五年度まで延長されることに伴い、条例の失効等に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都尖閣諸島寄附金による尖閣諸島活用基金条例を公布する。

平成二十五年三月十五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都条例第五号

東京都尖閣諸島寄附金による尖閣諸島活用基金条例

(設置)

第一条 東京都尖閣諸島寄附金として寄せられた都民等の意思を受け、国による尖閣諸

島の活用に関する取組のための資金とするため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都尖閣諸島寄附金による尖閣諸島活用基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十五年三月十五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都条例第六号

東京都医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

東京都医療施設耐震化臨時特例基金条例(平成二十一年東京都条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め

る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十五年三月十五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都条例第七号

東京都緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

東京都緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年東京都条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十五年三月十五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都条例第八号

東京都介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

東京都介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年東京都条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十五年三月十五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都条例第九号

東京都介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

東京都介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成二十一年東京都条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十五年三月十五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都条例第十号

東京都地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

東京都地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「第一条の目的を達成するための事業の実施に係る精算の終了する日」に改め、同項後段を削る。

附則に次の一項を加える。

3 この条例は、平成二十六年三月三十一日までに行われた事業を対象とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十四年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例を公布する。

平成二十五年三月十五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都条例第十一号

平成二十四年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例(昭和四十三年東京都条例第十五号)別表に定める単位費用は、平成二十四年度分に限り、同表一の部六の款3の項中「一八八円」とあるのは「一三三円」と、同表二の部一の款1の項中「五九八円」とあるのは「一、一六六円」と、同部二の款1の項中「一六三円」とあるのは「二四〇円」と、同款2の項中「三、三〇一元」とあるのは「五、二五二元」と、同款3の項中「四、八一六円」とあるのは「五、二九二元」と、同部三の款1の項中「一〇五円」とあるのは「一七九円」と、同部四の款2の項中「一、五〇二元」とあるのは「二、二四二元」と、同部五の款1の項中「一二三円」とあるのは「二三一円」と、同款2の項中「六、七八八円」とあるのは「一三、五七七円」と、同部六の款2の項中「六八円」とあるのは「七九円」と、同款3の項中「二、六五七円」とあるのは「四、八六一円」と、同部七の款1の項中「三一、一六六、五七八円」とあるのは「三一、九三六、四八〇円」と、同款2の項中「三三、二〇〇、五一七円」とあるのは「三四、〇五一、〇七二円」と、同款3の項中「一、〇一三円」とあるのは「一、七四二元」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十五年三月十五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都条例第十二号

東京都消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

東京都消費者行政活性化基金条例(平成二十一年東京都条例第一号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一条中「及び住民生活に光をそそぐ交付金」を削る。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

東京都社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十五年三月十五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都条例第十三号

東京都社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

東京都社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例(平成二十一年東京都条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

